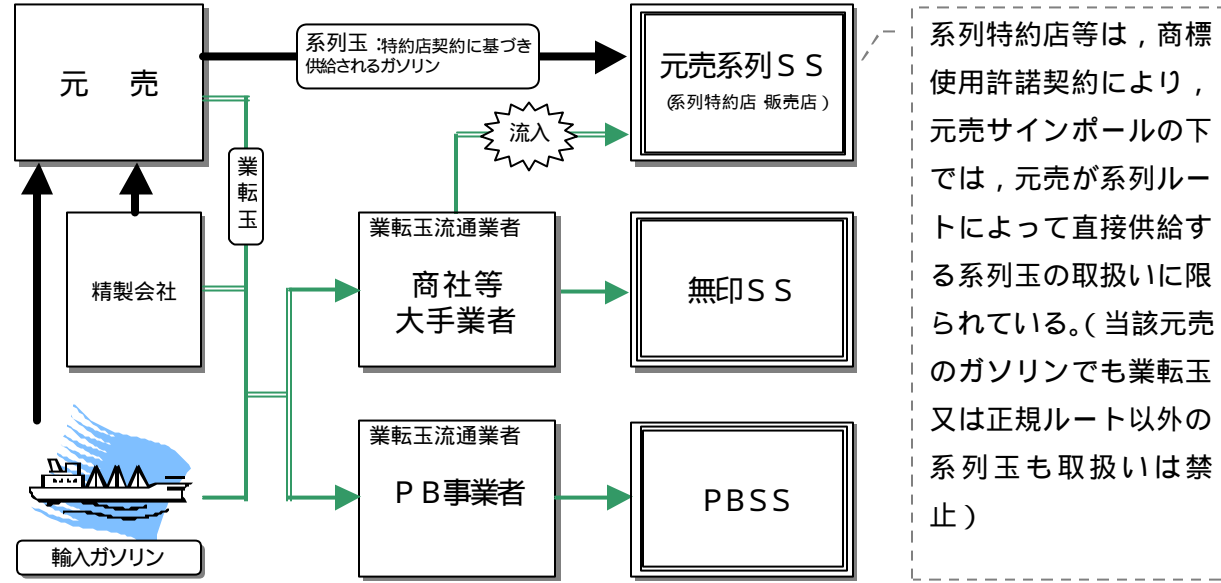


# ガソリンの流通実態に関する調査（ポイント）

## 1 調査結果の概要

### (1) 流通経路等



元売は、石油製品の物流合理化策として、**共同配送**、会社間での石油製品の融通（**バーター取引**）、**共同油槽所**の利用等を実施

### (2) 卸売価格等

#### ア 元売の卸売価格の決定方式

エリア市況リンク方式 主に中小の系列特約店向け

元売が、地域ごとにガソリンの末端販売価格を基に基準価格を定め、そこから系列特約店等の販売量等に応じて数量割引額等を差し引いて、卸売価格を算出する方式。

R I Mリンク方式 主に大手の系列特約店向け系列玉や業転玉向け

R I M情報開発株式会社公表のR I M価格（ガソリンの各種取引の中でも低い価格で推移することが通常）を指標として卸売価格を決定する方式。

#### イ 元売のガソリン卸売価格の実態

##### (ア) 系列特約店に対する系列玉の卸売価格差

各元売の最高値、最低値の平均でみると、1リットル当たり10円程度の価格差

##### (イ) 系列特約店向け系列玉と商社等向け業転玉の卸売価格差

中小の系列特約店向け系列玉と大手商社向け業転玉の卸売価格には、1リットル当たり3円から8円程度の価格差

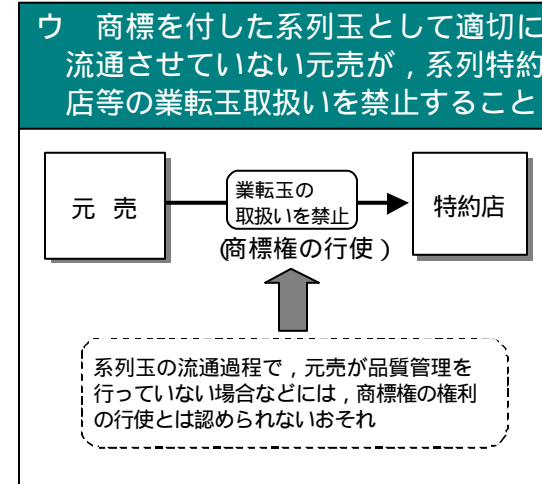
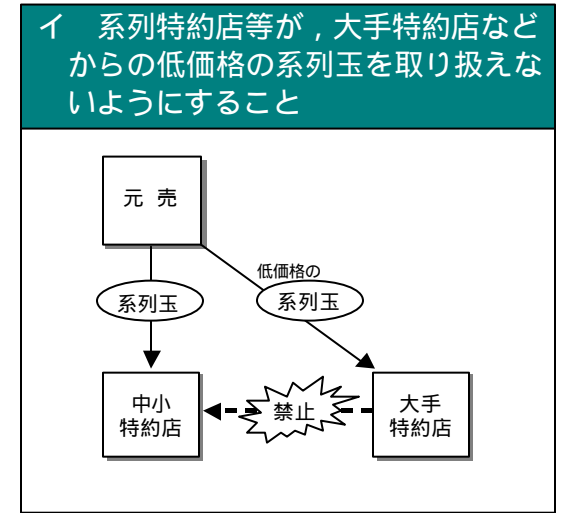
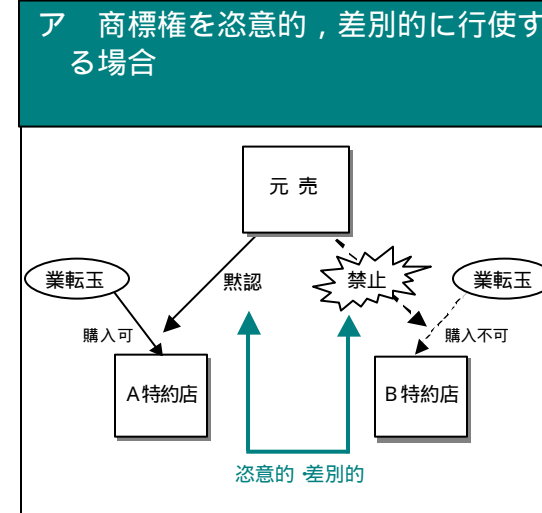
## 2 独占禁止法上の考え方

(1) 同一の商圈内に所在する販売業者間における、元売の系列玉の卸売価格差について次のような場合、独占禁止法上問題となるおそれ

**取引内容が同一の場合**  
実質的な卸売価格に著しい相違がある場合

**取引内容が同一とは見られない場合**  
実質的な卸売価格に取引内容の相違を超えた著しい相違がみられる場合

(2) 系列特約店等による業転玉等の取扱い制限について次のような場合問題となるおそれ



### (3) 不透明な取引条件等の設定等

#### 元売に対する要望

- ・ 系列特約店に価格決定方式等の十分な説明
- ・ 事後の価格決定や事後調整を行わず、事前に卸売価格を決定